

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 特別養護老人ホーム（第二条―第十二条）
第三章 ユニット型特別養護老人ホーム（第十三条―第十五条）
第四章 地域密着型特別養護老人ホーム（第十六条・第十七条）
第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第十八条）
第六章 雑則（第十九条）
附則
第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七条第一項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 特別養護老人ホーム

(一般原則)

第二条 特別養護老人ホーム（次章から第五章までに規定する特別養護老人ホームを除く。以下この章において同じ。）は、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居室における生活への復帰を考慮して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを指さなければな

らない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて処遇を行うよう努めなければならない。

3 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な環境において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特別養護老人ホームの構造設備には、採光、換気、照明、保温、清潔保持その他入所者の保健衛生及び安全について十分な考慮を払わなければならない。

(設備)

第三条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）

は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める建物であつて、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められたものは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームは、居室、静養室、食堂、浴室、洗面設備、便所、医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備（以下「居室等」という。）を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、居室等の一部を設けないことができる。

4 居室の一室の定員は、一人とする。ただし、地域における特別養護老人ホームの整備状況その他の状況を勘

案し、知事が特に認める場合は、四人以下とすることができ。

5 第三項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

6 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員)

第四条 特別養護老人ホームには、施設長並びに規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）、栄養士、機能訓練指導員及び調理員、事務員その他の職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

2 前項に規定する職員に関し必要な基準は、規則で定める。

3 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、規則で定める職員を除き、この限りでない。

(施設長等の資格)

第五条 施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(非常災害対策)

第六条 特別養護老人ホームは、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、**周辺**

の地域の環境及び入所者の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び入所者等に周知するとともに、市町等との連携協力体制を整備しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、定期的に行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、前二項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

（健康管理）

第七条 特別養護老人ホームは、入所者の健康状態に注意を払うとともに、健康保持のために適切な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第八条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第九条 特別養護老人ホームは、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の自由の拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十条 特別養護老人ホームの職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第十一条 特別養護老人ホームは、入所者又はその家族からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
(事故の防止等)

第十二条 特別養護老人ホームは、事故の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町及び当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

第三章 ユニット型特別養護老人ホーム

(一般原則)

第十三条 ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）は、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者に対するサービスの提供に

関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を考慮して、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第十四条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニット並びに浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備（以下「浴室等」という。）を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に対するサービスの提供に支障がないときは、浴室等の一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。
(準用)

第十五条 前章（第二条第一項から第三項まで及び第三条第三項から第五項までを除く。）の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

第四章 地域密着型特別養護老人ホーム

(職員)

第十六条 地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）には、施設長並びに規則で定める員数の医師、生活相談員、介護職員又は看護職員、栄養士、機能訓練指導員及び調理員、事務員その他の職員を置かなければならない。

2 前項に規定する職員に関し必要な基準は、規則で定める。

3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（地域密着型特別養護老人ホームを設置しようとする者

により設置される当該地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該地域密着型特別養護老人ホームに対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）には、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。

4 第一項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員を置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

三 病院（病床数が百以上のものに限る。） 栄養士

四 診療所 事務員その他の従業者

（準用）

第十七条 第二章（第四条第一項及び第二項を除く。）の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

（準用）

第十八条 第二章（第二条第一項から第三項まで、第三条第三項から第五項まで並びに第四条第一項及び第二項を除く。）、第三章（第十五条を除く。）及び第十六条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。）について準用する。

第六章 雑則

(規則への委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、特別養護老人ホームの運営に関する必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

(特別養護老人ホームの設備に関する経過措置)

2 昭和六十二年三月九日前に存する特別養護老人ホームの建物であつて、この条例の施行の際現に当該特別養護老人ホームの用に供されているもの(平成十六年四月一日以後に改築されたものを除く。)については、第三条第三項(第十七条において準用する場合を含む。)又は第十四条第一項(第十八条において準用する場合を含む。)の規定(汚物処理室に係る部分に限る。)は、当分の間、適用しない。

3 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物(この条例の施行の日(以下「施行日」という。))以後に増築され、又は改築された部分を除く。)についての第三条第四項本文(第十七条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

4 前項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日前に存する特別養護老人ホームの建物(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であつて、この条例の施行の際現に当該特別養護老人ホームの用に供されているものについての第三条第四項本文の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「原則として四人」とする。

5 前二項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前に存する特別養護老人ホームの建物(同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)であつて、この条例の施行の際現に当該特別養護老人ホームの用に供されているものについての第三条第四項本文の規定の適用については、同項本文中「一人」とあるのは、「八人」とする。

(ユニット型特別養護老人ホームでないものとみなされるものに関する経過措置)

6 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第七号）附則第三条第一項の規定により特別養護老人ホームであつてユニット型特別養護老人ホームでないものとみなされる特別養護老人ホームについては、第三章の規定は、適用しない。ただし、当該特別養護老人ホームが同章に規定する基準を満たし、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

（一部ユニット型特別養護老人ホームに関する経過措置）

7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六号。以下「改正省令」という。）附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることのできるものとされる一部ユニット型特別養護老人ホーム（以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、次項から附則第十項までの規定によることのできる。

8 一部ユニット型特別養護老人ホームの一般原則は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第十三条に、それ以外の部分にあつては第二条（第四項を除く。）に定めるところによる。

9 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備は、ユニット部分にあつては第十四条に、それ以外の部分にあつては第三条第三項から第五項までに定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

10 第二章（第二条第一項から第三項まで及び第三条第三項から第五項までを除く。）の規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。

（一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに関する経過措置）

11 改正省令附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることのできるものとされる一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについては、施行日以後最初の指定の更新までの間は、第二章（第二条第一項から

第三項まで、第三条第三項から第五項まで並びに第四条第一項及び第二項を除く。）、第十六条並びに附則第八項及び第九項の規定を準用することができる。